

# 情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。
- 3 情報が取れなければ、長時間かけずに切り上げる。
- 4 「被害情報がない=被害がない」ではなく、「被害情報がない=被害甚大の可能性あり」

## 情報収集・伝達手順

### 1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

#### (1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

#### (2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

#### (3) 各ブロックからの情報収集

### 2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

# 安否確認

## 1 安否確認情報の収集

## 2 安否不明者の確認

- (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
- (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

## 訪問先での確認手順

### 1 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください。

### 2 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

### 3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

### 4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

### 5 確認シール貼付

確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼付してください。

必ず右上部付近に貼付

#### シールの色分け



# 救出・救護活動

- 1 ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

## 救出・救護手順

### 1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

### 2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。
- (4) 開口部に応急の筋違を設置し、定時的に開口部の変形を計測する。

### 3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

### 4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

# 消火活動

- 1 ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。
- 3 地震発生 45 分以後は、津波避難を優先。
- 4 避難時は、消火器を店前に出す。

## 消火活動手順

### 1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差は C 級で 7m 以内、D 級で 4m 以内を目安とする。

### 2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

### 3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

# 災害時要援護者の避難支援

- 1 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 2 要援護者避難用に、各店舗は台車を店舗前に出してから避難する。

## 避難支援のポイント

### 1 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。

### 2 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

### 3 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。

### 4 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。

### 5 聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。

### 6 言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。

### 7 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。

## 神戸元町商店街地区防災計画

### —神戸元町商店街地域おたすけガイドー【抜粋簡易版】

神戸元町商店街連合会防災懇談会 平成 27 年 10 月作成

#### 運営本部設置基準

- ・震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。
- ・上記のほか、大雨等で神戸市に土砂災害警戒情報が発表された場合。

#### 活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々で助けあうことはとても重要です。しかししながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

電話・電気等のインフラは使用不能になる可能性も考慮する。

|                      |                                  |         |           |
|----------------------|----------------------------------|---------|-----------|
| 防災運営本部<br>設置場所       | 津波の可能性がある時は、地震発生 45 分で花隈公園に本部移設。 |         |           |
| ブロック本部設置場所<br>(5 団体) |                                  |         |           |
| 防災資機材庫の場所            |                                  | (消防団詰所) |           |
| 避難所                  | こうべ小学校                           | 山の手小学校  | (神戸生田中学校) |
| 耐震性防火水槽              |                                  |         |           |
| 災害時要援護者<br>名簿保管場所    |                                  |         |           |
| 地域内の危険箇所             |                                  |         |           |

防災行政無線は商店街の放送設備に連動（緊急放送時には自動で流れる）。

## 津波対策

### 1 運営本部の立ち上げ

- 市からの情報が無くても、強い揺れや長い揺れを感じた時は、津波が発生すると判断し、協和会館（3 丁目）に運営本部を設置する。なお、地震発生から 45 分経過時点で、花隈公園に移設。  
(花隈公園は、①神戸元町商店街の中心付近であり、②地域および避難路を一望でき、③24 時間出入り自由、という利点がある)
- 防災行政無線やテレビなどで情報収集できなくても、約 1 分以上の長い揺れを感じれば、避難行動を開始する。
- 運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から順次、指揮者を決定する。
- 役員は集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- **本部に地域の地図、津波防災安全マップなどを配置する。**  
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、避難所から人員を募る。

### 2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から津波警報、津波注意報等を収集するとともに、有線電話、携帯電話等を使用して、ブロック長に伝達する。
- 買い物客等に直ちに避難を呼びかけながら、自らも避難。

### 3 消火活動

- 水バケツ、消火器で消火できる範囲（火炎が天井まで）であれば消火を試み、それ以上の規模になれば津波の危険性を鑑みて避難。

### 4 避難支援

- ブロック内の住民は、直ちに避難が困難な災害時要援護者の避難支援を行うとともに、避難の際には「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを行い、率先して避難する。
- ストレッチャー、リヤカー、車椅子、シルバーカーなど、付近にある車輪がついた道具を使って、災害時要援護者の避難支援を行う。
- 浸水想定区域外への避難が困難なときは、地域内の津波緊急待避ビルに避難する。
- **各店舗は、予め店名と電話番号を記入した台車（要援護者搬送用）および、消火器（初期消火用）を、店舗前に出してから避難する。**  
使用者は、災害後に所有店舗に連絡する。